

平成 22 年 3 月 18 日

長岡市教育委員会（定例会）会議録

長岡市教育委員会



1 日 時 平成 22 年 3 月 18 日 (木曜日)

午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで

2 場 所 教育委員会会議室

3 出席委員

委員長 大橋 岑生 委 員 内藤 博子 委 員 羽賀 友信

委 員 中村 美和 教育長 加藤 孝博

4 職務のため出席した者

教育部長 野口 正巳 教育総務課長 押見 康雄

学務課長 武樋 正隆 学校教育課長 腮尾 理

子ども家庭課長 矢沢 康子 保育課長 若月 和浩

中央公民館長 葺澤 豊 中央図書館長 小野田 信子

科学博物館 山屋 茂人 教育センター所長 山岸 文夫

学校教育課主幹兼管理主事 星野 和人 学校教育課主幹兼管理主事 島倉 昭弘

スポーツ振興課長 野口 博

5 事務のため出席した者

教育総務課庶務係長 新沢 達史 教育総務課庶務係 小川 瑞穂

## 6 議事日程

日程	議案番号	案 件
1		会議録署名委員について
2	第 20 号	平成 22 年度社会教育の基本方針について
3	第 21 号	平成 22 年度使用教科用図書の採択について
4	第 22 号	長岡市川口文化会館条例施行規則の制定について
	第 23 号	長岡市地域子育て支援センター条例施行規則の制定について
5	第 24 号	長岡市教育委員会組織規則の一部改正について
	第 25 号	長岡市教育委員会公印規則の一部改正について
	第 26 号	長岡市立学校通学区域規則の一部改正について
	第 27 号	長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
	第 28 号	長岡市保育園条例施行規則の一部改正について
	第 29 号	長岡市公民館条例施行規則の一部改正について
	第 30 号	長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正について
6	第 31 号	長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則の一部改正について
	第 32 号	長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について
	第 33 号	長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
7	第 34 号	長岡市子育ての駅条例施行規則の一部改正について
	第 35 号	長岡市青少年育成センター設置条例施行規則の一部改正について
8	第 36 号	長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について
9	第 37 号	長岡市立図書館運営規則の一部改正について
10	第 38 号	長岡市川口地域子育て支援育児用品給付事業実施要綱の制定について

11	第 39 号	長岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
	第 40 号	長岡市立保育園延長保育事業実施要綱の制定について
	第 41 号	長岡市地域子育て支援センター事業実施要綱の制定について
	第 42 号	長岡市立保育園等一時保育事業実施要綱の一部改正について
	第 43 号	長岡市歴史的資料の保存及び利用に関する要綱の一部改正について
	第 44 号	長岡市教育委員会事務評価委員会設置要綱の一部改正について
	第 45 号	長岡市教育委員会非常勤嘱託員の任用等に関する要綱の一部改正について
	第 46 号	長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
	第 47 号	長岡市妊婦歯科健診実施要綱の制定について
12	第 48 号	長岡市平成 21 年度子育て応援特別手当給付事業実施要綱の廃止について
	第 49 号	附属機関委員の委嘱について

## 7 会議の経過

(大橋委員長) これより教育委員会 3 月定例会を開会する。

---

### 日程第 1 会議録署名委員について

(大橋委員長) 日程第 1 会議録署名委員の指名を行う。会議録署名委員については、会議規則第 44 条第 2 項の規定により、羽賀委員及び中村委員を指名する。

---

### 日程第 2 議案第 20 号 平成 22 年度社会教育の基本方針について

(大橋委員長) 日程第 2 議案第 20 号 平成 22 年度社会教育の基本方針について

を議題とする。事務局の説明を求める。

( 葦澤中央公民館長 ) 議案第 20 号 平成 22 年度社会教育の基本方針について説明する。平成 22 年度の社会教育基本方針については、長岡市総合計画基本計画及び第二次長岡市生涯学習推進計画に基づき、市民主体の生涯学習の推進を基本に定めるものである。基本方針については「いつでも、どこでも、だれでも学べるまち」の実現に向けて、市民の自主的な学習活動の支援・促進を図ることとする。この基本方針に基づき 9 つの柱立てで重点施策を実施することとする。重点施策としては全体として 21 年度と大きな変更はないが、変更点について説明する。「( 5 ) 心豊かに暮らすことができる地域社会づくりのため、文化芸術活動の振興と文化財保護の推進を図る」とする重点施策の中に新たに「魅力ある美術館活動の推進」を加えた。これは栃尾美術館についてであるが、文化芸術活動の推進を図ることから加えたものである。次に「( 6 ) 市民が自らスポーツを楽しみ健康で生きがいを感じるまちづくりを推進するため、スポーツの振興を図る。」である。内容は平成 21 年度と相違ないが、平成 20 年 3 月に策定したスポーツ振興計画に基づき、文言整理を行うものである。

( 大橋委員長 ) 質疑、意見はないか。

( 大橋委員長 ) 社会教育分野は大変幅の広いものである。よろしく願います。

( 大橋委員長 ) 他に質疑、意見はないか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

( 大橋委員長 ) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議ないか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

( 大橋委員長 ) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第 3 議案第 21 号 平成 22 年度使用教科用図書の採択について

( 大橋委員長 ) 日程第 3 議案第 21 号 平成 22 年度使用教科用図書の採択について を議題とする。事務局の説明を求める。

( 星野学校教育課主幹兼管理主事 ) 議案第 21 号 平成 22 年度使用教科用図書の採

択についてである。すでに7月に平成22年度使用教科用図書については採択していただいているが、新たに平成22年度、小・中学校6か校に特別支援教室の新設が認められた。また1校増設という学校があり、それにより一般図書を採択するものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

#### 日程第4 議案第22号及び第23号 規則の制定について

(大橋委員長) 日程第4 議案第22号及び第23号 規則の制定についてを一括議題とする。事務局の説明を求める。

(押見教育総務課長) 議案第22号 長岡市川口文化会館条例施行規則の制定について説明する。すでに条例制定の際にも説明を行ったが、川口町との合併に伴い文化会館として引き継ぐものである。現在の町立図書館を書籍コーナーとし、学習室、柔道場を引き継ぐものである。建物は鉄筋コンクリート3階建てである。この規則は管理運営に必要なものを定めるものである。

(矢沢子ども家庭課長) 議案第23号 長岡市地域子育て支援センター条例施行規則の制定について説明する。合併により施設を引き継ぐものであるが、現在川口の子育て支援センターすこやかを、新たに長岡市地域子育て支援センター川口すこやかという名称で条例を制定し、それに伴う管理運営を定める施行規則を制定する。この施設は保育士が常駐し、親子一緒に遊びや交流、情報交換ができ、情報発信機能のある子育て支援センターとして運営する。開館時間等は一般的な勤務時間と同様、8時30分から午後5時30分まで、土日・祝日については休館としたい。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決

定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第5 議案第24号から第30号 規則の一部改正について

(大橋委員長) 日程第5 議案第24号から第30号 規則の一部改正についてを一括議題とする。事務局の説明を求める。

(押見教育総務課長) 議案第24号 長岡市教育委員会組織規則の一部改正についてである。まず第3条関係である。保育課に保育係、すこやか応援係を設置する。現在保育課は班体制であるが、係を設置するものである。第7条関係であるが、係の出先機関を定めるものである。教育総務課庶務係に川口文化会館、子ども家庭課家庭支援係に子育て支援センター川口すこやか、科学博物館学芸係に川口歴史民俗資料館をそれぞれ設置する。第11条関係は、現在の管理主事の職名を変更し、管理指導主事に変更するとともに、第6項「学校教育課に管理指導主事及び指導主事を置くことができる」としていたものを「置く」に改正し、併せて第7項の「学校教育課」を削除し「教育センター及び視聴覚センター」に改めるものである。第12条関係は、第5号の字句の修正であるが、「管理主事」を「管理指導主事」に、「学校管理」を「学校管理等」に修正するものである。別表の改正については、課の事務分掌を掲載している。教育総務課に新たに川口文化会館を追加し、今までの第8号を第9号に改正する。続いて子ども家庭課に第5号として子ども手当に関することを追加した。

次に、議案第25号 長岡市教育委員会公印規則の一部改正について説明する。

これは新たに川口支所が開設され、そこに長岡市教育委員会印及び長岡市教育委員会教育長印を川口専用として設置するものである。

(武樋学務課長) 議案第26号 長岡市立学校通学区域規則の一部改正について説明する。今回の規則改正は合併に伴い、川口小学校及び川口中学校の通学区域を表で定めるものである。また、附表に加えるという部分で、駅東土地区画事業が進められており、その事業に伴い通学区域を変更するものである。長岡駅東区画整理区

域内の学区指定について、区画整理区内において川崎町の部分が川崎小学校及び東北中学校区域、中沢町は栖吉小学校及び栖吉中学校区域、四郎丸町、美沢3丁目は四郎丸小学校、南中学校区域である。今回の区画整理により図面中ほどに駅から東バイパスへ通じる32m道路が開通している。ついては、今回区画整理組合及び該当町内会長からの学区の変更についての要望があり、2月15日開催の通学区域審議会において審議された。今後の学区について、32m道路より北は今まで栖吉小学校となっていた部分を含め川崎小学校区、32mより南は一部栖吉小学校となっていた部分も含め四郎丸小学校区とするものである。なお、現在はこの区域内に在学中の児童と生徒はいない。

( 臆尾学校教育課長 ) 議案第27号 長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正である。この度の改正は川口町の合併に伴う部分がひとつある。現在長岡市は2学期制を実施しているが、平成22年度に限り、川口小・中学校は現行の3学期制のままとし、学期及び休業日については従前どおりとすることを附則に設けるものである。それ以外の部分で、1点目が学校保健法の改正により伝染病という名称が感染症に変更されたこと、また学校教育法施行規則の改正により事務長が定められたためそれに伴う改正、また条番号の変更があったため改正を行う。また、指導要録の規格様式を県教育委員会の基準によらず、市教育委員会の基準によるものとする改正である。

( 若月保育課長 ) 議案第28号 長岡市保育園条例施行規則の改正について、1点は川口町の合併に伴い経過措置を規定するものである。もう1点は、定員の取扱いの仕方が変わるため、条文を整理するものである。今年度までは年度当初は定員の15%を超えてまで入園可能、5月1日から9月30日までは25%を超えてまで入園可能、10月1日以降は定員に関係なく入園可能としていた。この4月1日から待機児童対策として定員の115%、125%という制限が一切なくなる。児童福祉施設最低基準に規定する面積要件、職員数の基準を満たせば受け入れることが可能となり、長岡市でも実施していく。これに伴い弾力的に実施をするため、保育園ごとに定員を定めていたが、規則では定めず、内規で定めることとし、規則には定員の考えのみを定めることとする。児童福祉施設最低基準について、第32条に子ども一人ひとりに面積が定められており、第33条には職員数が規定されている。これ

を満たせば受け入れできるよう改正を行う。全く定員がなくなると人数がはっきりしないため、例年定員だけは定めて募集する。

( 葦澤中央公民館長 ) 議案第 29 号 長岡市公民館条例施行規則の一部改正について説明する。今回の改正は川口町との合併に伴い条例を改正し設置する川口公民館について、開館時間、休館日等を定め、経過措置を定めるものである。あわせて先の合併により引き継いだ中之島、越路、小国、栃尾、与板の開館時間について実態に合わせて整理を行うものである。貸出区分、夜間利用の部分について追加もしくは修正を行うものである。休館日について改めて第 3 条で川口公民館について定めるものである。

( 山屋科学博物館長 ) 議案第 30 号 長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正についてである。川口文化会館の 3 階にある川口歴史民俗資料館について、条例で定め、条例施行規則にも定めるものである。あわせて各地域の資料館の開館時間の統一を図るものである。第 1 条に川口歴史民俗資料館を追加する。第 2 条に今まで与板地域だけが午後 4 時半で閉館していたが、他の資料館にあわせて午後 5 時までとする。

( 大橋委員長 ) 質疑、意見はないか。

( 中村委員 ) 長岡駅東地区の再開発に伴う学区について、商業地域が大部分であるが、少し奥に行くと住宅ができています。戸数は把握しているか。

( 武樋学務課長 ) 戸数については把握していない。川崎町・中沢町地区は宅地として分譲され、四郎丸地区の大半が商業施設となっている。美沢 3 丁目については、今までも宅地であったが、今回の再開発によりさらに宅地が増えてくると思う。

( 中村委員 ) 確実に児童生徒が増える。川崎小学校は増えるのか。

( 武樋学務課長 ) 増えると思われる。川崎小学校については、3 年前に施設整備を行っている。中学校区が東北中学校であるが、大規模な学校である。

( 中村委員 ) 32m 道路より南はすべて南中学校になるのか。

( 武樋学務課長 ) そうである。

( 大橋委員長 ) その他質疑、意見はないか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

( 大橋委員長 ) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決

定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第6 議案第31号から第33号 規則の一部改正について

(大橋委員長) 日程第6 議案第31号から第33号 規則の一部改正についてを一括議題とする。事務局の説明を求める。

(押見教育総務課長) 議案第31号 長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則の一部改正についてである。平成20年8月11日に人事院が国家公務員に、1週間40時間の勤務時間を1時間15分短縮し、1週間38時間45分の勤務とする勧告を出した。実施は平成21年4月からで、国・県はすでに施行している。長岡市でも平成22年4月からこれを適用することとし、条例を改正する。その関係で市教委も学校労務職員の勤務時間について改正するものである。

続いて議案第32号 長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正についてである。規則第2条に職名を定めているが、このうち「管理主事」を「管理指導主事」に改めるものである。

議案第33号 長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正についてである。今ほど議案第32号で説明したものと同様、「管理主事」を「管理指導主事」に改めるものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第7 議案第34号及び第35号 規則の一部改正について

(大橋委員長) 日程第7 議案第34号及び第35号 規則の一部改正について を一括議題とする。事務局の説明を求める。

(矢沢子ども家庭課長) 議案第34号 子育ての駅条例施行規則の一部改正についてである。4月29日に2つ目の子育ての駅「ながおか市民防災センター」がオープン予定である。これに伴い、休館日を付け加える改正である。新しい施設は、毎週火曜日を休館日にあてる。

続いて、議案第35号 長岡市青少年育成センター設置条例施行規則の一部改正についてである。先般、青少年育成センターと栃尾地域育成センター、二つのセンターを合併し一つのセンターとする条例改正について審議いただいた。それに伴い施行規則の「栃尾地域青少年育成センター」を削除する改正である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第8 議案第36号 長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について

(大橋委員長) 日程第8 議案第36号 長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(若月保育課長) 長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について説明する。学校教育法施行規則の改正に伴い条文が変わったため、引用条文を改正するものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第9 議案第37号 長岡市立図書館運営規則の一部改正について

(大橋委員長) 日程第9 議案第37号 長岡市立図書館運営規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(小野田中央図書館長) 長岡市立図書館管理運営規則の一部改正について説明する。今までは図書館の貸出について、長岡市広域行政組合を組織する市町村については、お互いの住民が、お互いの図書館の本を貸しあえることとなっていた。広域行政組合が年度末をもって解散することとなり、広域行政組合を組織していた市町の具体的な名称を掲載する改正である。サービスに今までと変わりはない。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第10 議案第38号から議案第43号 要綱の制定及び一部改正について

(大橋委員長) 日程第10 議案第38号から議案第43号 要綱の制定及び一部改正について を一括議題とする。事務局の説明を求める。

(矢沢子ども家庭課長) 議案第38号 長岡市川口地域子育て支援育児用品給付事業要綱の制定である。川口地域において、平成21年4月から子育て育児用品給付事業がスタートしている。この内容は、川口地域に住んでいる2歳までの子の親に月3,000円の、オムツ、ミルクなどを購入するための給付券を支給するものである。この事業について、それまでは出産祝い金を給付しており、第3子が生まれると20万円、第4子以降が生まれると30万円の出産祝い金が支給されていたと聞いて

いる。それに代わる事業として今年度スタートした事業である。3,000 円の給付券を使用できるのは川口地域にある店舗のみである。21 年度開始した経緯もあり、2 年間は継続実施したいとの要望もあり、この事業を新市で引き継ぎ、22 年度限りとして要綱を制定するものである。

続いて、議案第 39 号 長岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正である。児童クラブの要綱改正である。川口地域においても、児童クラブを運営している。この児童クラブを長岡市の児童クラブとして継続実施するものである。開設時間が長岡地域と異なるため、改正を行うものである。川口地域にあっては午前 7 時 30 分から午後 6 時までとなる。また経過措置を附則として追加する。

(若月保育課長) 議案第 40 号 長岡市立保育園延長保育実施要綱の制定である。各保育園で子どもたちを預かる時間は 11 時間と定められているが、11 時間を超えて保育をするときにどのようにするかを定めるものである。私立保育園については、延長保育について補助金を出すため要綱を定めているが、公立保育園については、内規でやってきたものを要綱として定めて運用していくものである。内容は制定案のとおりで、現在行っているものを要綱として制定するものである。

続いて、議案第 41 号 長岡市地域子育て支援センター事業実施要綱の制定である。長岡市では従来子育て支援センターは保育園に併設されていた。3 月 31 日の合併に伴い川口町に子育て支援センター川口すこやかができる。これは併設ではなく単独の子育て支援センターである。このため、子ども家庭課から条例制定を行ったところである。これまでは保育園併設であったため保育園に従い内規で事業を行ってきたが、単独の施設ができるため、きちんと要綱で定めるものである。内容は今までと同じである。

続いて、議案第 42 号 長岡市立保育園等一時保育事業実施要綱の一部改正についてである。川口町でも現在一時保育も行っているため、3 月 31 日の合併に伴う経過措置を定めるものである。

(小野田中央図書館長) 議案第 43 号 長岡市歴史的資料の保存及び利用に関する要綱の一部改正についてである。この要綱は市の公用文の保存年限が過ぎたものから歴史的な重要な資料を、中央図書館文書資料室で引き継いで保存することを定める要綱である。行政委員会等についても同様に文書資料室に引き継ぐことを定めて

いるが、その中で今まで水道事業管理者となっているが、川口町との合併により、ガス事業を引き継ぐこととなるため、水道ガス事業管理者に改正するものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 議案第 40 号の実施要綱について、施行日が公表の日からとなっている。他の要綱は 3 月 31 日もしくは 4 月 1 日となっているが、どういうことか。

(若月保育課長) 本日この定例会終了後、教育総務課で公表の手続きをしてもらおうが、内規としている内容のため、このような表記とした。

(加藤教育長) 議案第 38 号について、育児用品給付について、これは申請行為であるが、平成 21 年度川口町ではどのくらいあったのか。

(矢沢子ども家庭課長) 予算ベースであるが平成 22 年度 80 人みである。それに近い数字であると思う。出生が 40 人から 50 人くらいであり、必要ないとする方はほとんどいないと思われる。

(大橋委員長) 他に質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

日程第 11 議案第 44 号から議案第 48 号 要綱の制定、廃止及び一部改正について

(大橋委員長) 日程第 11 議案第 44 号から議案第 48 号 要綱の制定、廃止及び一部改正について を一括議題とする。事務局の説明を求める。

(押見教育総務課長) 議案第 44 号 長岡市教育委員会事務評価委員会設置要綱の一部改正についてである。現行では、委員 4 名のうち、教育部長が 1 名入っている。この教育部長を削り、学識経験者のうちから 4 名委嘱することとする。また委員の任期を「2 年」から委嘱の関係もあり「2 年以内」と改正するものである。

続いて議案第 45 号 長岡市教育委員会非常勤嘱託員の任用等に関する要綱の一

部改正についてである。教育総務課及び学務課の項を削り、学校教育課に「特別支援教育専門指導員業務」を、教育センターに「情報・視聴覚教育に関する業務」を加えた。また中央図書館の「栃尾美術館に関する業務」を「電話受付及び資料受入業務」に改正する。

次に議案第 46 号 長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正である。まず、第 2 条関係であるが、「管理主事」を「管理指導主事」に改正する。2 点目は年次休暇や特別休暇について、指定主幹を決裁責任者として明記するものである。3 点目、別表第 2 関係の教育総務課分「(太田小学校竹之高地冬季分校は除く。)」を削除し、実態とあわせるものである。また、子ども家庭課分「太田小学校竹之高地冬季分校の校舎等の使用許可」を「子ども手当認定請求書等の認定」に改正する。最後に別表第 3 関係、子ども手当に関する決裁権限を指定主幹にも追加するものである。

(矢沢子ども家庭課長) 議案第 47 号 長岡市妊婦歯科健診実施要綱の制定について説明する。4 月 1 日から妊婦歯科健診を実施することに伴い、必要な項目を盛り込んだ。目的、対象者はご覧のとおりである。妊婦に対し、妊娠期間中一人 1 回の歯周疾患検診やブラッシング指導の歯科健診受診券の発行を行う。これにより妊婦の健康管理、母となって子どもたちの健康を守っていくことを意識し、母子健康の推進、増進を図るものである。

続いて、議案第 48 号 長岡市平成 21 年度子育て応援特別手当支給事業実施要綱の廃止についてである。これは平成 21 年度経済対策として、3 歳、4 歳、5 歳の幼児を養育している保護者に対し、1 回だけ 36,000 円の特別手当が支給されることが決定していたが、10 月の政権交代に伴い執行停止となり凍結された。一度長岡市として要綱を制定し準備をしたが、廃止するものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 議案第 44 号について、要綱の制定時にも説明を受けたが、今回部長を削り学識経験者 4 人以内とする理由はどのようなものか。

(野口教育部長) 事務評価委員会については、地行法の改正により制度が始まった。県下第 1 号で長岡市が始めた。どのように評価をやっていくかを含めて、行政の代表として教育部長あと 3 名の学識経験者から当初始めた。評価は市議会に説明することが義務付けられており、初年度時期的に遅れたが、20 年 12 月議会で報告をした。そ

の際に、ある議員から部長が入っていることは内々の評価ではないかとのニュアンスでの発言があった。あくまでもパイプ役として入っているが、次回から改正すると答えた。そのことを今回改正することで実現するものである。

(大橋委員長) 非常勤嘱託員について、今回削除される部分は業務がなくなるのか。

(押見教育総務課長) その業務を行う職員の配置がなくなる為の改正である。

(大橋委員長) 他に質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

#### 日程第 12 議案第 49 号 附属機関委員の委嘱について

(大橋委員長) 日程第 12 議案第 49 号 附属機関委員の委嘱について を議題とする。事務局の説明を求める。

(葦澤中央公民館長) 長岡市社会教育委員兼長岡市公民館運営審議会委員について、この 22 年 3 月末を持って任期満了となるため、新たに 22 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで委嘱するものである。なお、合併する川口町を加え各地域から 10 名、団体推薦 4 名、学識経験者 4 名、市民公募 2 名の 20 名となっている。

(野口スポーツ振興課長) 長岡市スポーツ振興審議会委員、定員は 20 名以内となっている。学識経験者 3 名、長岡市体育協会等関係団体の推薦による者 5 名、合併地域、川口町を含めた推薦による者 10 名、公募委員 2 名、合計 20 名を委嘱するものである。なお、新任 14 名、再任 6 名で、任期は平成 22 年 4 月 1 日から 2 年間である。

(山屋科学博物館長) 長岡市文化財保護審議会委員、委嘱期間は平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月末までで、定員は 10 名以内となっている。地域選出ではなく専門家にお願いしているものである。続いて、長岡市水族博物館協議会である。委嘱期間は平成 22 年 4 月 1 日から 2 年間委嘱したいもので、学校や地域 P T A、観

光関係者の代表者、市民及び学識経験者からなり、定員は 10 名以内となっており、10 名に委嘱したいものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。では、これより採決に移る。本件は原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって本件は原案のとおり決定した。

---

(大橋委員長) 本日の日程は終了する。次に協議報告に入る。まず、3月議会における教育委員会関係の質問事項について、事務局から順次説明を求める。

(野口部長) 現在、市議会開会中であり、3月4日に招集があり、最終日が25日である。4日から10日まで一般質問があり、6人の議員から教育委員会関係の質問をいただいた。今回は一般質問全体で19人であった。冒頭の酒井正春議員は市民クラブを代表して代表質問のような形で、新年度予算における主な政策、長岡市総合計画に基づく政策の総括質問であった。続いて15日、16日文教福祉委員会が開催された。その中で6人の委員から所管事項の質問をいただいた。特色的なものとして子ども手当に関する質問が複数あった。また学力調査について、調査方法等が変更になるため、複数の質問があった。予算の関係については、16日に共産党を除く賛成多数で委員会では可決された。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 市政だよりでは、教育予算等の見通しが広報されているが、予算の可決とは、その内容が可決されるのか。

(野口教育部長) 議会の構成上、冒頭市長が議会へ提案をする。そのことについて、所管の常任委員会へ付託され、委員会で可決されると、最後に議会で委員長が委員会内容を報告し、本会議で採決という手順である。

(大橋委員長) 他に質疑、意見がないようなので、次に平成22年4月1日付け組織変更について、事務局の説明を求める。

(押見教育総務課長) 4月1日付け組織変更案の概要について説明する。ここでは、

教育委員会関係のみ説明する。3月31日付けで川口町と合併し、これに伴い川口支所が設置される。川口支所は部級の扱いである。川口支所に地域振興課、市民生活課が設置され、この課は教育委員会と関連のあるものである。この地域振興課に他地域同様教育支援係が設置される。また市民生活課に福祉係、保健係が設置される。川口支所の設置に伴う教育委員会関係の組織は以上である。その他として、さきほども説明したが、保育課保育班を保育係、すこやか応援班をすこやか応援係として係を設置する。また、保育課に東川口保育園と西川口保育園を設置する。中央公民館に川口公民館を設置する。その他、教育委員会に川口小学校、川口中学校、川口学校給食共同調理場を設置する。機構図については各自ご覧いただきたい。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。次に長岡市で制定している要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。

(武樋学務課長) 長岡市で制定している要綱の一部改正についてである。補助金・助成金等の交付決定については教育委員会ではなく市長に権限があるため、これ以降の要綱については教育委員会での制定ではなく長岡市での制定となる。そのため報告事項として説明する。

まず長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正である。これは川口町の合併に伴い、川口町でもスクールバスを運行しており、スクールバスの運行対象児童生徒、区域を制定するものである。それとあわせて文言整理を行うものである。第3条関係は、取扱いを明確にするため、「通学費の支給があるものを除く」を加えた。また、栃尾地域の区分が「小中学生」となっていたが「小学生及び中学生」と改正する。

次に長岡市全国大会等出場者に対する助成金交付要綱の一部改正についてである。これは川口町の合併が平成22年3月31日で、21年度が1日あるわけだが、附則においてその日だけは、川口分は含まず旧長岡市の児童生徒が対象となることを明記するものである。

(腮尾学校教育課長) 長岡市立中学校部活動遠征費補助金交付要綱の一部改正である。この交付要綱について2年目になるが、周知されているがなかなか活用が伸び

ていないため、来年度はバス借り上げ料の3分の1から2分の1、金額の上限も25,000円に引き上げ、活用を図るため改正を行うものである。

(矢沢子ども家庭課長) 長岡市妊産婦及び乳児の医療費助成事業実施要綱の一部改正についてである。妊産婦については非課税世帯について、そして1歳までの乳児については所得制限を設けず、医療費助成事業を実施している。川口町においては妊産婦については医療費助成を行っていなかったため、今後川口地域の妊産婦も医療費助成の対象になる方もいる。それに伴いスムーズに事業が行えるよう改正を行うものである。

また、長岡市子どもの医療費助成事業実施要綱も一部改正を行う。現在長岡市では通院助成は就学前まで、入院については小学校卒業まで助成を行っており、子どもが3人以上いる世帯については通院助成も小学校卒業するまでとしている。川口町も同様の助成を行っているが、違う点が2つあり、まず川口は所得制限がないが長岡市は所得制限を設けている。3人以上の場合は小学校3年生までとしていたが、長岡市では小学校6年生まで助成が受けられる。相違点はあるが、新市として同じ制度として助成を行うため改正を行うものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) なしと認める。次に附属機関会議報告等について事務局の説明を求める。

(武樋学務課長) 長岡市公立学校通学区域審議会の会議報告である。今年度、2月15日に開催をした。会議の議題は、議案として審議いただいた長岡市立学校通学区域規則の一部改正についてと、学校の適正規模と効果的な配置検討部会の検討結果についてであった。二つ目の学校の適正規模と効果的な配置検討部会の検討結果について説明する。この部会は平成20年7月に第1回の会議を開催し、本年1月29日まで4回開催した。委員は通学区域審議会から6人を選任し、その他学務課、学校教育課、教育センターでワーキンググループを結成し、検討を進めてきた。部会での主な意見として複式学級について及び適正規模について意見を頂戴した。これを「学校の適正規模について(意見)」としてまとめ、部会の最終日である1月29日に教育長へ提出した。この中で、「小規模校や複式学級は、個に応じたきめ細

かな指導ができますが、幅広い人間関係や社会性が育ちにくく、集団活動などの組織づくりが難しい」としてメリットもあるがデメリットのほうが大きいとし、小規模校、複式学級では、デメリットをできるだけ小さくしてやらざるを得ないが、本来適正規模であれば工夫をせず教育を行うことができるとされた。特に複式学級では異学年同士と一緒に学び活動しなければいけない問題がある。したがって教育効果や学習環境の観点から複式学級を解消する必要があると意見をいただいた。以上のことから複式学級の解消だけでなく、学校規模、小規模や大規模といった学校規模についても検討が必要との意見をいただいた。その際には3点留意し検討を進めることとし、学校は地域の文化的・社会的な中心であり、密接な関係があるため、統廃合をするに当たっては、保護者だけでなく地域住民の理解が得られるよう十分協議をすること、丁寧な説明を心がけること、2点目に廃校となる学校の活用等について十分検討すること、3点目に児童生徒の今後の動向を十分に配慮することとして意見をいただいた。

( 葦澤中央公民館長 ) この度社会教育委員兼公民館運営審議会委員から研修の報告があった。提出された報告は別冊「社会教育施設(各地域の資料館等)の現状及び課題について」である。研修については、社会教育委員の方々が2年間の任期中に、自主的に社会教育に関することにテーマを決め、調査、研究を行うものであるが、社会教育法の第17条に社会教育委員の職務として社会教育に関する必要な調査、研究を行うとされていることに伴い、自主的に行っているものである。今回は地域の資料館の現状、課題にテーマを絞り、市内6施設を選び、直接出かけ、施設の見学、担当者から運営の現状・課題について説明を受け、また参考のため市内2施設及び県内3施設、県外3施設を訪問し、研修を深め、その上で長岡市の資料館の現状、運営上の課題、今後の方向について、活性化のためのヒントをまとめたものである。なお、この報告書は自主研修で作成したものであることから、意見等にしばられることはないが、今後の資料として活用していきたいと考えている。

( 小野田中央図書館長 ) 平成21年度の第2回図書館協議会を2月12日開催し、その報告である。会議内容は、報告事項として、平成21年度の事業実施状況について報告した。協議事項は3点あり、2点は平成22年度の運営方針、事業計画について審議いただき了解を得た。運営方針、事業計画の主なものとして国民読書年と

して積極的に広報を行い、図書館利用の推進を図りたいというものである。3点目の協議事項は長岡市立図書館の活動評価について、以前から評価表について審議いただき、今回21年度の活動について評価いただいた。図書館がいろいろ行っている活動について、体系立て、項目ごとに評価を行う。まずは職員で一次評価を、次に委員に審議いただき評価をいただいた。おおむね「A」という評価であったが、委員から郷土資料の収集に更に努力をお願いしたいと意見をいただいた。今後、文言整理を行い新年度ホームページで公表を行う予定である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 通学区域審議会の課題、図書館の課題は、今後も大変重要な課題で、なんらかの機会ができればよい。

(加藤教育長) 学校規模、効果的な配置については、意見書をいただいた。その報告だけで終わってはならない。今後、教育委員会の議題になるかもしれないし、委員だけでこの問題だけに特化し勉強会を行う必要もあるだろう。ある程度の方向性を固め、アクションの時期にきている。学識経験者を入れようが、委員会を立ち上げようが出る結論はほとんど一緒である。もう次の段階に行く時期である。検討を行うことが委員会の活性化にもつながる。

(大橋委員長) 社会教育委員の報告は、すばらしい報告書であり、これについて学ぶ機会もあれば、よろしく願いしたい。

(大橋委員長) 他に無いようなので、次に子育ての駅ながおか市民防災センターのオープンについて、事務局の説明を求める。

(矢沢子ども家庭課長) 子育ての駅ながおか市民防災センターのオープンについて報告する。この建物は、1階は子育ての駅、2階は防災センター、丸の部分は全天候型広場の複合施設になる。日ごろは子育て施設、子どもたちの防災学習の場として、災害時にはすべてが災害ボランティア、災害支援の拠点施設となる。1階は子育ての駅で、ここは多世代交流、市民協働の拠点となることも検討しており、特に多世代交流についてはいろいろな世代の方たちが集える仕組みを考えている。いろいろな特徴として隣接して緑花センターを整備しているが、秋にオープン予定だが、緑化センターと連携しながら学びと遊びを提供する。特にてくてくと違いコンパクトである。親子一緒に手作りの事業を行いたいと考え、ミニキッチンやお絵描き広

場を設けた。屋根付き広場は2階からの大きなローラースライダーがあり、比較的大きな子ども、小・中学生も遊べるような広場である。愛称は投票を行い、「ぐんぐん」に決定した。結果にあるように「ぐんぐん」が圧倒的に多かった。ロゴマークは長岡造形大学の福田毅教授に作成いただいた。2階はながおか市民防災センターで、管理は危機管理防災本部が行う。防災学習の場所で、タッチスクリーンを活用した事業や、いつでも学べる防災学習の場を提供していく。最後にオープニングセレモニーについてであるが、4月29日（昭和の日）午前11時から30分程度を予定している。この際は、渋海小学校の太鼓の演奏でオープニングを飾る予定である。

（大橋委員長） 質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（大橋委員長） 質疑、意見なしと認める。他に協議報告はないか。

（大橋委員長） これをもって協議報告事項を終了する。

---

（大橋委員長） これをもって本日の定例会を終了する。

---



会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

長岡市教育委員会委員長

長岡市教育委員会委員

長岡市教育委員会委員